

監公表第1号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月30日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 対象部署 選挙管理委員会事務局
- 3 監査結果の公表年月日 令和5年5月30日（小松市監査公表第1号）
- 4 措置通知の受理年月日 令和5年4月27日
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善要望</p> <p>前回の監査において、手数料等において請書がないものについて指摘したところであるが、今回の監査においても予定価格10万円超50万円以下の報償費、使用料および手数料、賃借料の契約締結において改善されていないものが複数見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>（小松市財務規則第125条、予算執行方針Ⅲ【歳出全般】2契約の締結）</p>	<p>各担当者が小松市財務規則等の規定を十分に確認した上で起案し、起案者以外の者が必要な手続、書類等を再確認した上で執行することにより改善された。</p>